

平成28年5月9日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

「相続は放棄します。」でも預金と不動産は遺言で貰える？

－相続放棄と遺贈の関係－

[1] 多額の借金があるけれど、自宅と預貯金は妻と子に残したい

Aさんは、多額の借金をしています。自宅不動産と僅かな預貯金がありますので、自分が急死した時には、妻と子にそれだけは残してやりたいと思っています。

そこで、「自宅と預貯金は妻と子に遺贈する。」という遺言書を作成し、妻と子は相続放棄する方法を考えました。この方法で借金は相続せずに、自宅と預貯金だけ妻と子のものになるでしょうか。

[2] 相続放棄と遺贈

遺贈とは、遺言による贈与の事です。内縁関係にある人やお世話になった人、団体への寄付として遺産の一部を与えたい時に、よく利用される方法です。もちろん、法定相続人である妻や子に遺贈することも可能です。妻と子に遺贈した場合、**相続人としての地位と受遺者**(遺贈を受ける者)としての地位の両方を有することになります。

妻と子が相続放棄すると、初めから相続人でなかったものとみなされ、相続人としての地位はなくなります。遺産を相続する権利も借金を引き継ぐ義務も無くなります。しかし受遺者としての地位は、遺贈により与えられます。相続放棄をしても遺贈により財産を取得することになります。Aさんの思惑通り、借金を承継せずに自宅と預貯金を妻と子が受け取れそうですね。

[3] 結論

Aさんの遺贈が認められれば、妻と子は借金を免れるだけでなく、自宅と預貯金を取得できます。一方、債権者は借金の返済を受けることが不可能になり、**債権者の保護に欠ける**ことになります。相続放棄をしても遺贈により財産を取得することに、なんら規制されていません。しかし、Aさんのケースのように**債権者を害する行為は認められない**でしょう。

相続放棄は、プラス財産を放棄するかわりに、借金等の債務を承継しないという制度です。「借金はいらないけど、不動産と現金は欲しい。」というのは、あまりにも虫が良すぎます。類似したケースで最高裁の判例(平成10年2月13日)があり、遺贈より債権者の保護を優先させています。

自分亡き後、妻と子の生活を心配するAさんの気持ちは理解できますが、まずは一刻も早く、借金を減らすことを考えるべきでしょう。